

ぶくく〜と答へ 赤ちやん(桃太郎の事)はとい

へば

ヤンヤ〜といふ、

氣に入らぬ事ありて、泣く時はわざ〜、グリ

ヤ〜といふ

五月十八日 この頃は、人の言ふ事を、大抵は真

似し得る様になりたり、そして何か、分らぬ事

を、ウヂヤ〜云つて居る、言語收得の能力、

漸く盛に、活動し來る頃と覺ゆ、

ピアノ弾く手付 頗る甘し、

五月十九日 貞ちやん居ないよといへば「オツタ

〜」と云つて顔をぶらし出して來る、これは父の

語を真似るなり

婦人と親族法

太田 英 隆

第二節 戸主及家族の權利義務

第一項 戸主の權利

戸主と家族との關係は、族長又は家長が、その部下に對せる關係の進化したものに外ありません。

太古に於きましては、族長とか家長とか云ふものは、その權利が廣くて生殺與奪は、意の欲する儘

でありました。が、段々世が進むに従つて、之等の

權は全く變じて、家長權は親權となりました。さ

うして、我民法では、戸主の權利として認むるも

のは左の如くであります。

(一) 家の氏を稱するの權、氏と云ふのは皆さん

御承知の通り、家を明かに表はす記號でありま

して、自分の家と他人の家とを區別する標準で

三十五

(二)

あります。歴史を見ますと、中世に於いて、平民には苗字を許さないのを原則としてゐたことがありますが、明治三年九月には、布告を以て一般に許すことにしましたから、今は苗字は皆あります。民法にもこの規定があつて、同一の家に在るものは、全じ氏を稱へることにしてあります。それでありますから、妻でも生家の氏を稱せないで、夫の氏を稱へなければなりません。氏の使用權は、各個人に屬するものですから、他人が之れを冒せば、損害賠償の訴を起すことが出来ます。獨逸の民法などには、之を停止又は廢止する訴を起す規定があるのです。

所屬不明の財産を取得するの權、
 戸主と家族とは、通常一家に同居するものでありますから、その内家族の財産だか戸主のも

のだか不明なときは、法律は之れを戸主の財産と推定するのです。

(三)

家族の居所を指定するの權、戸主にこの權利を與へたのは、固と一家の整理上から來たのですから、絶對的ではなく、家政整理上必要な範圍内で行使せなければなりません。

右の原則により、家族が戸主の指定した居所に居ない時は、戸主は左の制裁を加ふることが出来ます。

(イ) その家族を扶養せなくてもよいのです。
 (ロ) その家族を勘當即ち離籍してよいのです。

しかし、未成年者は離籍することは出来ません。

(四) (五)

家族の婚姻又は養子縁組に同意を爲すの權、
 家族の入籍又は轉籍に同意を爲すの權、

(六) 家族が他家を相続し分家を爲し又は廢絶したる本家分家他家其他親族の家を再興するに同意を爲すの權、

を爲すの權、

(七) 家族の禁治産準禁治産の宣告を請求し又は其

宣告の取消を請求するの權、

(八) 後見人と爲るの權、

(九) 親族會を招集するの權及び親族會に意見を陳述するの權、

述するの權、

(十) 家督相続人を指定するの權、

以上は戸主の權利にして、家族を監督するものでありますから、完全な能力を有する者でなければなりません、それで、戸主が未成年であつたらば、戸主に親權を行ふ者か、又は後見人が代り、

そうして戸主が禁治産者であるならば、後見人が之れを行ふのであります。

之れを行ふのであります。

第二項 戸主の義務

戸主が家族に對しての義務は、扶養の義務であります。若し戸主が、この扶養の義務に違つたら、刑法上の制裁を受けることになつてゐます。

又華族は、其學齡兒童の就學を怠つた時には、宮中の禮遇を停止されます。さうしてこの扶養の義務は、後に別に章を設けて詳しく述べますから、こゝには略します。

こゝには略します。

第三項 家族の權利

(一) 其家の氏を稱するの權、これは、戸主の時に述べたと同じ理由であります。

(二) 財産を特有するの權、公債證券株券の如き自分の名に於て得た財産は、家族の特有財産とするのであります。

(三) 扶養を受くるの權、

扶養を受くるの權、

第四項 家族の義務

家族の義務は、戸主權に服従し、其身上の進退に關し戸主の同意を得るのが主でありまして、之れは別に述べる必要がありません。

第三節 戸主權の消滅

第一款 死亡に因る消滅

死亡が戸主權消滅の自然的原因となる事は、誰が見ても見易いことであります。法律は、實際死亡せなくても、死亡したと云ふ推定が附けばそれで戸主權消滅の原因とすることがあります。之れはどんな場合かと云へば、ある期間生死が知れないときに、失踪の宣告をした時であります。しかし、之れは實際死亡したものではありませんから、若し途中で死な、い事がわかれば、取消の効力は既に溯つて、元の身分に復するのであります。

小兒の健康と菜食

三島博士の説に由れば、野菜類を好む子供は胃の弱き虚弱の子供に多し、元來野菜は魚肉、牛肉に比すれば滋養少き上に消化も宜しからず、故に胃の丈夫の子供が自然に野菜を好み相に思はるれども、事實は全く反對にして前述の如きは、例へば大人に在りても胃病持ちは、滋養のある肉食類よりは反つて茶漬に漬物の淡泊にして、併も消化よからず滋養少きものを好むが如し、而して、これを好むに由りて益々胃を悪くするものなり。故に子供にても野菜のみを好んで、肉類を嫌ふ傾のものは、これがために遂に營養不足の爲め 虚弱に陥るべし。されば、注意して魚肉牛肉の如きものを淡泊に料理して食べさせる様にすべきなりと、